

# 第 3 部

## 災害応急対策計画

## 第3部 災害応急対策計画

### 第1章 応急活動態勢

#### 第1節 本部の設置及び運営（各部）

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、府中市災害対策本部条例・同施行規則（以下「本部規則」という。）及び同運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）特別非常配備態勢初動班に関する要領の定めるところによる。その概要は次のとおりである。

##### 第1項 本部設置及び廃止

###### 1 本部の設置

- (1) 市長は、市の地域について風水害（第3章の災害救助法の適用基準に達する程度の風水害をいう。以下本章において同じ。）が発生し、または風水害が発生するおそれがある場合において、本部を設置する。
- (2) 本部員（本部規則第5条第1項）は、本部を設置する必要があると認めるときは、環境安全部長に本部の設置を要請することができる。
- (3) 環境安全部長は、上記(2)の要請があった場合またはその他の状況により、本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、協議のうえ本部の設置を市長に申請しなければならない。

###### 2 本部設置の通知

- (1) 環境安全部長は本部が設置されたときはその旨を都知事に通知するとともに、次に掲げるもののうち必要と認めた者に、本部の設置を申請しなければならない。

ア 本部員

イ 東京都知事（総務局総合防災部防災対策課）

ウ 警視庁府中警察署長

エ 東京消防庁府中消防署長

オ 府中市消防団長

カ 関係防災機関の長または代表者

- (2) 広報課長（本部広報係長）は、本部が設置されたときはその旨を報道機関に発表しなければならない。

- (3) 本部員は、上記(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

###### 3 本部標示の掲出

本部が設置された場合は、市役所に「東京都府中市災害対策本部」の標示を掲出する。

#### 4 本部の廃止

- (1) 本部長は、市の地域について風水害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または風水害応急対策がおおむね完了したと認めるときは本部を廃止する。
- (2) 本部の廃止の通知等は、本部設置の通知に準じて処理する。

## 第2節 府中市の活動態勢（各部）

### 第1項 責務

府中市は、市内の地域に風水害が発生し、または発生するおそれがある場合、第一次的防災機関として、災害対策基本法、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令及び本地域防災計画の定めるところにより、東京都、他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに市内の公共的団体及び市民、事業所等の協力を得て、市の有する全機能を発揮し、総力をあげて応急対策を実施し、被害の拡大防止と被災者の救援救護を図り、被害の発生を最小限にとどめるように努める。

### 第2項 活動態勢

- 1 市は、第1項の責務を遂行するために必要があるときは「府中市災害対策本部」（以下「本部」という。）を、本章第2節により市役所に設置し、府中市災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び風水害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 本部が設置される以前または設置されない場合における風水害応急対策の実施は、本部が設置された場合に準じて処理する。この場合、本編において「本部長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。
- 3 市は、府中市災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 4 市は、府中市災害対策本部を設置し、または廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 5 第3章に定めるところにより、市の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長（本部が設置されていない場合は市長。以下本編第3部において同じ。）は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく風水害事務を実施する。
- 6 夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

### 第3節 市職員の初動態勢

#### 第1項 本部の非常配備態勢

##### 1 非常配備態勢の種別

###### (1) 第一非常配備態勢

###### ア 時期

第一非常配備態勢は、おおむね24時間後に風水害が発生するおそれがある場合において、またその他の状況により本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

###### イ 態勢

第一非常配備態勢は、水防その他風水害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他風水害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信、情報活動を主とする態勢とする。

###### (2) 第二非常配備態勢

###### ア 時期

第二非常配備態勢は、おおむね12時間後に風水害が発生するおそれがある場合、若しくは局地風水害が発生した場合において、また、その他の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

###### イ 態勢

第二非常配備態勢は、第一非常配備態勢を強化するとともに、局地風水害に直ちに対処できる態勢とする。

###### (3) 第三非常配備態勢

###### ア 時期

第三非常配備態勢は、事態が切迫し市の地域について風水害が発生すると予想される場合、若しくは市の地域について風水害が発生した場合において、また、その他の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

###### イ 態勢

第三非常配備態勢は、市の地域についての風水害に直ちに対処できる態勢とする。

###### (4) 第四非常配備態勢

###### ア 時期

第四非常配備態勢は、風水害が拡大し第三非常配備態勢では対処できない場合においてまたその他の状況により、本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

###### イ 態勢

第四非常配備態勢は、本部の全力をもって対処する態勢とする。

本部運営要綱第4章第1の2に基づく非常配備態勢別の職員の動員表及び同第5章第1の2に基づく本部連絡員の名簿は別に定める。

##### 2 非常配備態勢の特例

本部長は、風水害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ

非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

### 3 風水害警報発令による特別非常配備態勢

都または気象庁が風水害警報を発令し、またはこれに類する状況にいたった場合には、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために災害対策本部の設置を待たずに必要職員を配備する。

#### (1) 組織

風水害警報発令による特別非常配備態勢は、市内の風水害に関し、都または気象庁が風水害警報を発令したとき、またはこれに類する状況にいたったときに防災課及び関係部課をもって組織する。

#### (2) 出動命令

ア 防災課職員は次により、速やかに市役所防災課に出動しなければならない。

(ア) 休日・夜間等の勤務時間外に市内の風水害に関し風水害警報が発令されたとき。

(イ) その他風水害発生のおそれがあり、風水害警報発令に類する状況が見込まれる場合において、防災課長が出動を命じたとき。

イ 防災課職員は、特別の事情により出動できないときは、速やかに防災課長に連絡しなければならない。

#### (3) 責務

ア 市役所に出動し風水害警報等情報連絡態勢を設け、風水害が発生した場合に備える。

イ 防災課長は、環境安全部長と協議し、必要な場合は関係部課に出動または職員の待機を要請する。

ウ 防災課長は、必要な場合は関係防災機関と連絡調整し、不測の事態に備える。

## 第4節 府中市防災会議の招集（各部・各機関）

市の地域に風水害が発生した場合において、当該風水害に係る応急対策に関し、都・他市町村・指定地方行政機関等相互間の連絡調整をする必要があるときは、市防災会議の委員は会長に市防災会議の招集を要請する。

## 第5節 指定地方行政機関等の活動態勢（各機関）

### 第1項 責務

- 1 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関は、市の地域について風水害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令・防災基本計画・防災業務計画・東京都地域防災計画及び府中市地域防災計画の定めるところにより、風水害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力する。
- 2 市の地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する

る責任を有する者は、市の地域に風水害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令及び市防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

## 第2項 活動態勢

- 1 指定地方行政機関等は、第1項の責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、風水害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

## 第2章 情報の収集と伝達

風水害が発生した場合は、各防災機関が緊密に連携して気象及び被害状況等の的確な情報収集と伝達を行い応急対策を実施しなければならない。

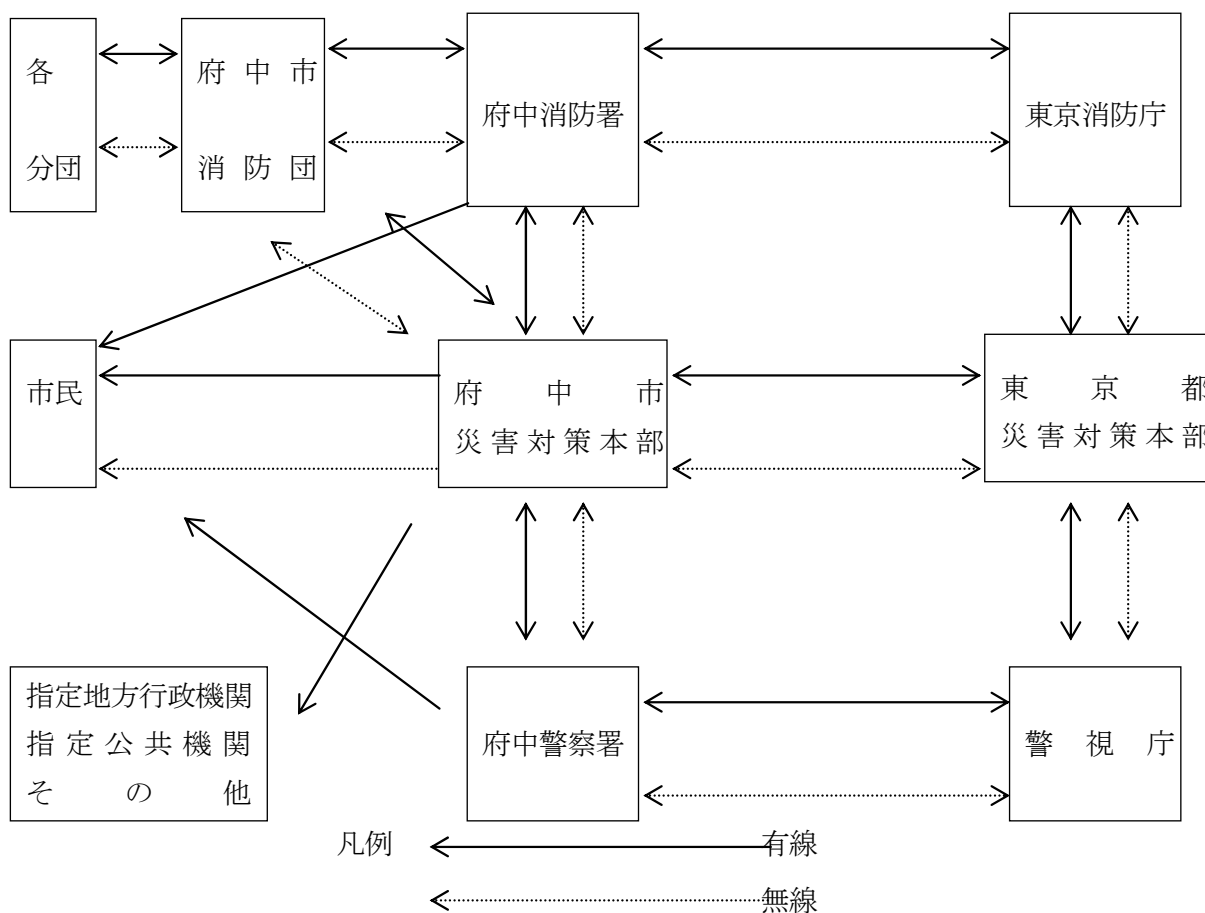
また、被災住民等に対して適切な広報活動を行うことは、パニックを防止し、社会的混乱を最小にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を高める。

### 第1節 情報連絡体制（環境安全部）

風水害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、風水害に関する情報連絡を的確かつ迅速に行うことが必要である。

#### 第1項 通信連絡系統

都及び各防災機関等との相互連絡は防災行政無線を基幹とした通信網により情報連絡を行う。市を中心とする風水害発生時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



<通信連絡体制の内容>

区 分	内 容
府 中 市	1 市は、東京都防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 市は、都及び市保有の防災行政無線並びに携帯電話その他の手段の活用により、府中警察署、府中消防署、各行政機関、公共機関等の防災機関と情報連絡を行う。 3 災害に関する情報の収集と伝達を円滑に処理するため、府中警察署、府中消防署等の協力を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、または優先通信の途絶に対処するため非常(緊急)通信、若しくは非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用できるよう、NTT及び各施設責任者の協力を確保する。
東 京 都	東京都防災行政無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備の利用等各種の通信手段により市と情報連絡を行う。
府 中 警 察 署	警察無線及び警察電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。
府 中 消 防 署	消防無線、消防電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。
そ の 他 の 防 災 機 関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

第2項 主な通信施設等の整備

1 防災行政無線

東京都防災行政無線(電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信)により市と都の通信連絡態勢は確立している。

市における各防災機関及び主要施設等との通信は防災行政無線を基幹としたものとなっている。

<整備状況>

固定系	固定局(市役所)	132基
移動系	基地局(市役所)	制御器 14基 160基

なお、指定避難所となる小・中学校及び文化センター等には、防災行政無線戸別受信機を設置する。

2 携帯電話等

情報収集と伝達を確実なものとするためには、通信手段の多重化を進めていく必要がある。このため、携帯電話、インターネット等様々な通信手段の導入整備を図っていく。

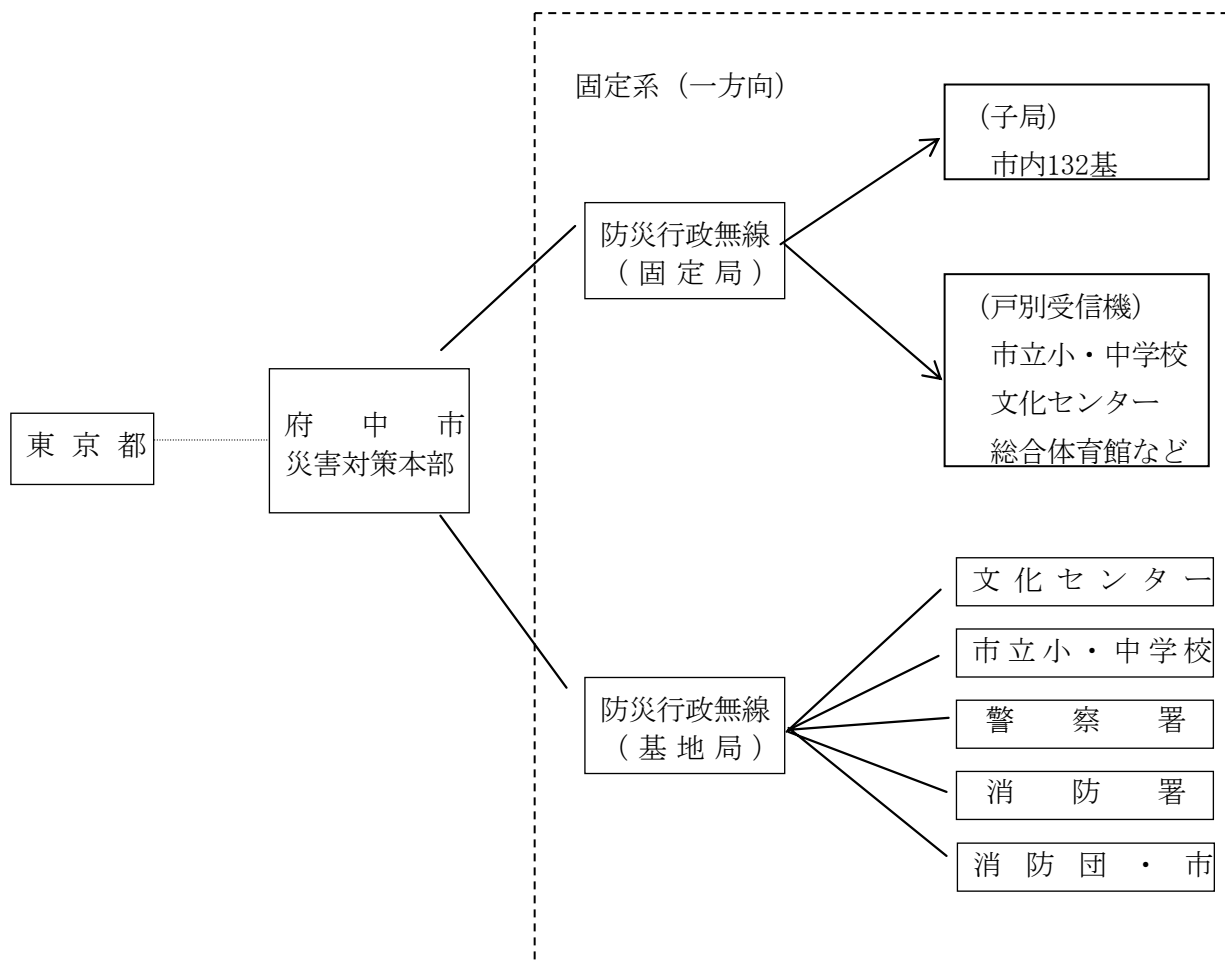
また、携帯電話被害情報システムの活用についても検討する。



### 3 緊急連絡システム

消防署から緊急時に発する指令によりサイレンを吹鳴らす連絡網で、各分団と防災センターとを直結する。また、緊急情報の内容をファックスにより各分団に通信するシステムとなっている。

<防災行政無線の概念図>



## 第2節 予警報の伝達 (環境安全部・財務部・各機関)

風水害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や市民等に風水害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

市及び防災関係機関は、風水害が発生した場合または風水害の発生が予想される場合には、速やかに被害状況等を収集把握し、通報及び伝達をする。

### 第1項 情報の通報及び伝達

<情報の通報及び伝達>

区 分	内 容
府 中 市	<p>1 異常現象の通報 市は、風水害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、またその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは直ちに都に通報する。</p> <p>2 一般の風水害原因に関する情報の通報 風水害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する措置をとる。</p> <p>3 予警報の伝達 市は、重要な注意報及び警報について、都、府中警察署または府中消防署等からの通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察機関及び消防機関の協力を得て、市民に周知する。</p>
東 京 都	<p>1 重要な情報の通報 都は、地象、水象その他の風水害原因に関する重要な情報で、市に関係するものについて、気象庁、他市町村その他の関係機関から通報を受けたとき、または自ら収集するなどにより知ったときは、直ちに市に通報する。</p> <p>2 注意報及び警戒の通報 都は、重要な注意報及び警報で、市に関係するものについて、気象庁から通報を受けたとき、またはその発令を知ったときは、直ちに市に通報する。</p>
府 中 警 察 署	<p>1 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。</p>
府 中 消 防 署	<p>1 異常現象の通報 消防署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。</p> <p>2 風水害情報の通報 消防署長は、風水害情報について、関係機関から通報を受けたとき、または自らの情報収集などによって知った時は、直ちに市に通報する。</p>

第2項 情報の収集と伝達

1 収集と伝達態勢

(1) 市における情報連絡

風水害発生初期の被害情報の収集と伝達が迅速かつ正確に行われることは、その後の応急対策活動に大きな影響がある。特に人に関わる被害、及び建物に関する被害の情報は、災害救助法の適用や各防災機関の応援要請にかかわることがあるので、これらの情報の正確な収集と伝達に努めるものとする。

ア 本部設置前の情報の収集と伝達態勢

特別非常配備態勢により被害情報の収集と伝達を行う。

イ 本部設置後

非常配備態勢により情報の収集と伝達を行い、本部運営要綱に定める本部連絡員が連絡責任者となる。各部の収集と伝達する情報は2のとおり。

市本部が設置された場合の情報受発センターは、市役所1階市民談話室に設ける本部長室とし、各機関との情報連絡を行う。

(2) 地域における情報連絡

消防団員及び自主防災組織の構成員の中から地域における情報を連絡する責任者をあらかじめ定め、迅速かつ適確な情報の収集にあたる。

2 収集と伝達情報の種類

- (1) 人的、物的被害状況（財務部等）
- (2) 避難の状況（生活文化部等）
- (3) 交通機関の運行及び道路交通の状況（環境安全部等）
- (4) 防災関係機関の防災応急対策の実施状況（環境安全部等）
- (5) ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況（都市整備部、各企業等）
- (6) 情報の変容、流言等の状況（環境安全部等）
- (7) 避難の勧告、指示または警戒区域の設定の伝達（環境安全部等）
- (8) 消防団員等の配備命令の伝達（環境安全部等）
- (9) 市内企業等に対する防災応急対策実施指示等（生活文化部等）

### 第3節 被害状況の調査報告

（環境安全部・総務部・財務部・府中警察署・府中消防署）

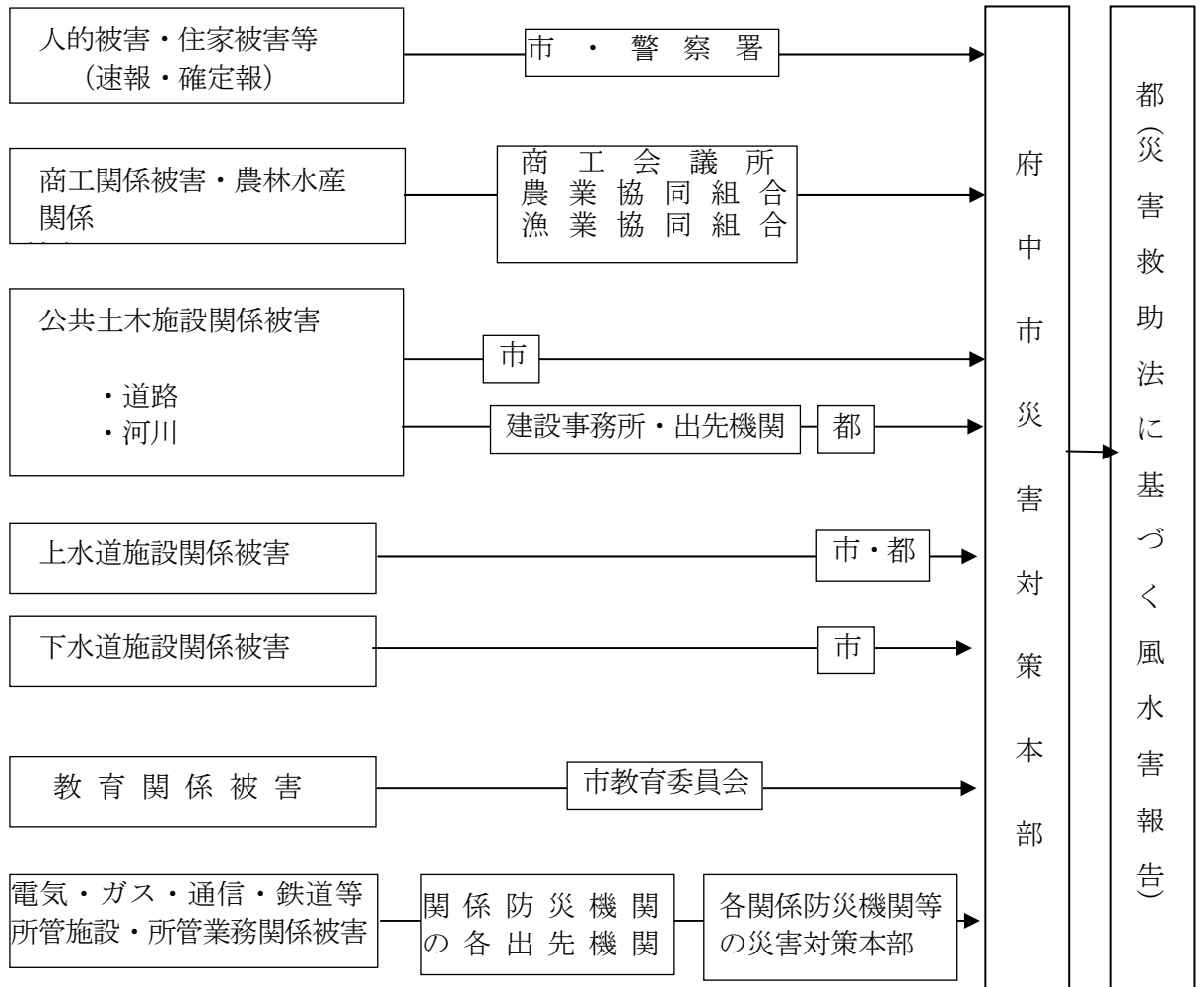
被害状況の迅速・的確な把握は、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資材等の調達等、あらゆる災害対策の基本となる重要な事項である。

各防災関係機関は、風水害の発生に際して、速やかに管内または所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、市に報告する。

#### 第1項 被害状況の報告・伝達系統

被害状況の報告、伝達系統は、次のとおりである。

<被害状況の報告・伝達系統>



第2項 被害状況の調査報告

<被害状況の調査報告>

機 関 名	
府 中 市	<p>1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握をするため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備する。 (1) 地域別及び被害の種別ごと等に、調査報告責任者をあらかじめ定めておく。 なお、自主防災組織等の協力体制の確保についても定めておく。 (2) 調査用紙及び報告用紙の事前配布及び調査要領の作成周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。 (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況の報告 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで被害状況等について、都（都に報告できない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告する。</p> <div data-bbox="387 1032 1275 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国への連絡先 電話 03-5574-0119 (FAX 03-5574-0190) 消防防災無線 6060 (FAX 6069) 地域衛星通信ネットワーク T N-048-500-6060 (FAX T N-048-500-6069)</p> </div> <p>報告すべき事項 (1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所または地域 (4) 被害状況 ア 人的被害に関する事項 イ 住家の被害に関する事項 ウ 非住家の被害に関する事項 エ 田畑の被害に関する事項 オ その他被害に関する事項 カ り災者に関する事項 キ 被害額に関する事項 (5) 災害対策及び災害応急対策について、既にとった措置及び今後とろうとする措置 (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 (7) その他必要な事項</p>
その他の 防災機関	各防災機関は、所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要事項について報告する。

### 第3項 被災地調査要領

#### 1 調査班の編成

企画課長（本部調査係長）は、風水害現地の実態を把握し、市の風水害応急対策活動を円滑に進めるため、調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要な事項は事態に応じ適宜編成する。

#### 2 調査班の任務

調査班は、本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

#### 3 調査事項

特命調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 風水害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況
- (4) 被災地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動のあい路
- (6) その他必要な事項

#### 4 実施要領

特命による現地調査に当たっては、庁用車等の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一市長（本部長）に報告する。なお、調査の際特命事項以外で重要な情報があるときは、直ちに報告する。

### 第4項 府中警察署における風水害発生時の通信連絡事務

府中警察署における風水害発生時の市本部との通信連絡事務は、府中警察署警備課警備係が担当する。

#### 1 通信系統

##### (1) 市災害対策本部との連絡

平常時は市本部とは加入電話、市防災行政無線により連絡を行う。

通信途絶時には市防災行政無線、または必要により連絡員を派遣し警察無線で連絡態勢を確保する。

##### (2) 府中消防署、消防団に対する連絡

加入電話、市防災行政無線により直接連絡のほか、市本部経由により連絡を行う。

### 第5項 府中消防署における風水害発生時の通信連絡事務

#### 1 市災害対策本部との連絡

市役所と消防署間とは、加入電話・市防災行政無線または必要により連絡員を派遣しその者が携行する無線によって連絡する。

#### 2 府中市消防団に対する指令及び連絡

消防団員の動員または作業指示連絡は、原則として府中市消防団本部を経由して行う。

3 連絡態勢

風水害が発生した場合には非常時における署隊本部を設置し、次の措置をとる。

- (1) 無線局の開局及び受信体制の確保
- (2) 市本部その他関係機関への連絡員派遣
- (3) その他必要な措置

4 風水害予報警報受信及び伝達

警防本部からの風水害予報警報の市民への伝達は広報車により実施する。

5 風水害情報収集と伝達要領

- (1) 119番通報、その他の有線通信施設等により市民から提供された情報、関係機関からの情報及び監視警戒により情報を収集する。
- (2) 通報

活動状況及び被害状況は、必要により市本部に通報する。

6 通信途絶に対する措置

有線通信途絶に際しては、無線「府中署隊」をもって第8消防方面本部を経由して警防本部との連絡を行う。署隊内の情報連絡は、消防電話、携帯無線機及び伝令により行う。

## 第4節 広報・広聴活動（総務部・府中警察署・府中消防署）

### 第1項 通信施設の防災計画

1 風水害予防態勢

平素の気象情報、風水害に関する情報に注意し、風水害発生時において、直ちにこれに対処できるように次のことがらについて広報・広聴方法の体制を整える。

- (1) 風水害情報
- (2) 市の応急復旧対策
- (3) 避難誘導その他の注意事項
- (4) 交通機関の通行状況
- (5) 風水害に関する要望、苦情、相談等
- (6) その他の必要事項

### 第2項 風水害広報情報の収集

<情報収集方法>

市本部	風水害広報に関する情報は、各部署において収集し市本部において統一的に処理し、必要がある場合は、広報課長（本部 広報係長）が報道機関へ発表する。
府中警察署	風水害が発生した場合は、警視庁警備部、通信指令本部及び隣接の警察署、各方面本部との通信網を活用して、風水

	害の発生状況及び復旧対策、復旧状況のほか交通機関の運行状況、避難者の動向等についての情報の収集に努める。
府中消防署	風水害発生時において、警防本部、方面隊本部等から風水害に関する情報を収集し、市本部及び関係防災機関と連絡調整を図り、情報の収集に努める。

### 第3項 報道機関への情報提供

#### <情報提供方法>

市本部	(1) 報道機関への情報提供は、府中市政記者クラブにおいて市長（本部長）または広報課長による会見（被害状況、対応策等）を状況に応じて適宜行う。 (2) 庁内の各部署は記者発表用の原稿を作成し（市本部に合議）、資料とともに広報課へ提出する。広報課ではニュースリリース案を作成し、担当所属長同席で報道機関に情報提供をする。
府中警察署	管内の風水害警備関係情報については、副署長から報道機関に対し広報する。
府中消防署	管内に発生した風水害に関する情報の発表は、市本部と連絡を密にし、必要により副署隊長が報道機関へ発表を行う。

### 第4項 市民への広報広聴

#### 1 市本部

風水害発生時には、被災地の市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を最小限にとどめ、人心の安定を図り、適切な判断による行動がとれるようにする。このため、市は関係防災機関及び庁内の各担当部署と一体となって、適切で迅速な広報活動を行う。また、関係防災機関とともに、広聴活動を行い被災者の動向と要望の把握に努めるほか、市民の相談業務に応じる。

##### (1) 避難勧告等の情報伝達

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

##### (2) 生活情報の提供と周知方法

市本部、庁内各部署、関係防災機関などから収集した、生活情報を防災行政無線、広報車で市民に伝達する。また、避難所へも無線、有線、ファクシミリなどを使って伝達する。



※ 生活情報とは、食料物資などの生活必需品の配給状況、通信・交通機関の復旧・運行状況、医療救護の状況などをいう。

(3) 安否情報の提供と周知方法

防災機関（警察署、消防署、自衛隊など）から市本部に集められた安否情報（死亡、行方不明、けがなど）を避難所へ無線、有線、ファクシミリなどを使って伝達する。安否情報の簿冊を管理し、問い合わせに対応する。報道機関、ケーブルテレビ、ラジオにも協力を依頼する。

(4) 広報の方法

市本部、広報課で収集した情報を防災行政無線、広報車、ちらし、掲示物の作成などを行い市民へ伝達する。併せてケーブルテレビ、ラジオも活用する。

(5) 防災情報配信システム

あらかじめメールアドレスを登録している市民などに対し、洪水等が発生する危険性が高まった場合、避難情報等をメールにて配信する。

(6) 相談窓口の開設

広報車が適宜被災地を巡回し、移動相談を行い、相談・要望を聴取する。また、主な避難所に臨時相談所を設ける。この場合広報課だけでは相談員が不足するので、企画課、財政課の応援を得る。

(7) 外国人への防災、避難、生活情報の提供

市本部、関係防災機関などから収集した情報を各種外国語に翻訳し、情報提供を行う。また、各避難所へ無線、有線、ファクシミリなどにより伝達する。生活文化部都市交流担当では、通訳ボランティアに応援を求める態勢を整え、また、風水害発生時の対応の周知（外国語パンフレットの配布など）を図る。また、都生活文化局が風水害発生時に設ける「外国人風水害発生時情報センター」との連携を進める。

(8) 風水害の記録（写真、ビデオ、映画）

風水害を記録するため、広報担当で記録班を編成し、復旧対策及び広報活動の資料の作成を行う。必要に応じ、カメラマンなどを外部へ委託する。

2 府中警察署の対応

風水害発生に対処して、警備活動を適切にし、市民の理解と協力を得るため、次の事項について市本部と連絡を密にし活発な広報活動を行う。

- (1) 被害状況、治安状況、救護活動及び警備活動の状況
- (2) 避難命令に基づく避難時期、場所、経路の伝達
- (3) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (4) 犯罪防止に関する事項
- (5) 流言蜚語の防止に関する事項

3 府中消防署の対応

風水害発生時において市本部及び関係機関と連絡を密にして、次の事項に重点をおいて適時活発な広報活動を実施する。

- (1) 気象、水象の状況
- (2) 水災に関する状況
- (3) 住民への安否情報

## 第3章 相互協力・派遣要請計画

### 第1節 風水害発生時の防災協力体制（環境安全部）

風水害発生時には、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務にしたがって応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなど、円滑に風水害対策を推進することが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、市の防災機関のみでは対応が困難になることもありうるので、その場合は、都や他市町村、民間団体及び市民の協力を得て防災対策を実施することとなる。そのため、各機関は、平素から法令またはこの計画の定めるところに従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

なお、災害対策基本法に基づく風水害発生時の防災協力体制は別表のとおりである。

### 第2節 相互協力計画（環境安全部）

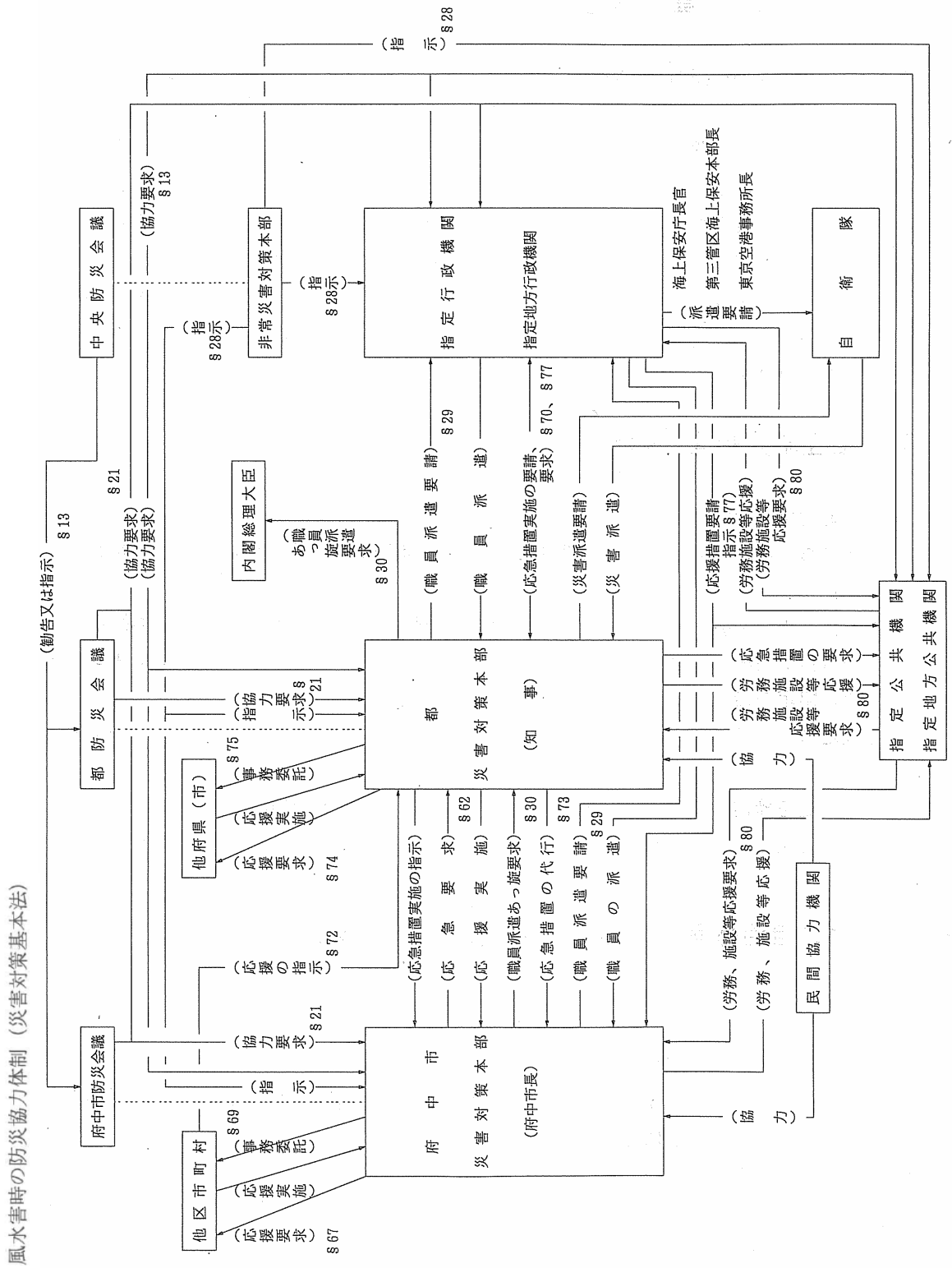
#### 第1項 他市町村協力計画

- 1 風水害発生時における応急対策の万全を期するため、近隣の市町村等と平素から協力体制の確立に努める。
- 2 災害対策基本法第67条の規定に基づいて、市が他市町村に対し応援を求め、または応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結する。
- 3 上記規定に基づいて必要と認めるときは、他市町村と相互応援を行い、もって応急措置の万全を期す。
- 4 今後、協定を締結する相手先の市町村、協定内容等についての検討を進め、相互応援協力体制の確立を図る。

### 第3節 他の自治体等からの応援職員の受入れ体制（総務部）

他の自治体等からの応援職員の受入れと配置は、総務部総務管理課が、応援職員名簿を作成し、宿泊待機所等を確保して行う。

また、応援職員の受入れ、各部への配置を円滑に行うため、各部の要請及び応急活動状況から必要要員数や必要業務等を事前に把握しておく。



### 第1項 都との協力計画

- 1 市は、都と平素から連絡を密にし、風水害発生時には一層の連絡強化に努め、協力して応急対策を実施する。
- 2 市長は、市の能力では風水害応急対策を円滑に実施できない場合には、都知事に対して応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）または応援のあっ旋を求める。
- 3 市長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、都災害情報システムにより要請し、後日文書によりあらためて処理する。
  - (1) 風水害の状況及び応援を求める理由
  - (2) 応援を希望する機関名
  - (3) 応援を希望する人員、物資等
  - (4) 応援を必要とする場所、期間
  - (5) 応援を必要とする活動内容
  - (6) その他必要な事項
- 4 市は、都知事から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、積極的に協力する。

### 第2項 防災関係機関との協力計画

- 1 市は、風水害発生時における応急対策の万全を期するため、平素から防災関係機関と風水害対策上必要な資料及び調査研究の成果を相互に交換するなど連絡を密にし、風水害発生時における協力体制を確立しておく。
- 2 市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集・交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置を講ずる。
- 3 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。

### 第4節 民間協力計画（環境安全部）

民間協力機関とは、府中市建設業協会・府中市管工事協会・府中市電設業協会・(株)NTT東日本一東京西・東京電力(株)・東京ガス(株)・府中市医師会・府中市歯科医師会・府中市接骨師会・府中市薬剤師会・府中市民生委員（児童委員）協議会・日赤奉仕団・府中防犯協会・府中市災害防止協会・府中交通安全協会・府中市社会福祉協議会・自治会・自主防災組織・婦人会・府中消友会等をいう。

## 第1項 民間協力機関

- 1 市及び防災関係機関は、市の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、風水害発生時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の業務及び協力方法等協力体制の確立に努める。
- 2 市各部は、おのおの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議し、これら団体の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、風水害発生時に積極的な協力が得られるように努める。
- 3 防災ボランティアの受入・派遣機関として社会福祉協議会と、燃料を確保するために石油商業組合、燃料商組合、プロパンガス商工組合と協定を締結している。  
また、救援物資等の輸送車両を確保するため東京都トラック協会と協定を締結している。
- 4 市民が風水害について正しい知識と理解をもち、市を風水害から守ろうとする認識をもつことが必要であるから、市は、関係機関の協力を得て、平素から協力機関等を通じて防災思想の普及に努め、また風水害発生時の心得等について機会あるごとに指導し、市民が自発的に風水害対策活動に協力するよう防災意識の高揚を図る。

## 第2項 専門団体との主な協定

- 1 府中市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- 2 府中市電設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- 3 府中市医師会との災害時の医療救護活動についての協定
- 4 府中市歯科医師会との災害時の医療救護活動についての協定
- 5 府中市接骨師会との災害時における協力についての協定
- 6 府中市薬剤師会との災害時における応急医薬品等の調達に関する協定
- 7 市内大手事業所等との災害時における飲料水の供給協力に関する協定
- 8 市内公衆浴場との災害時における飲料水等の供給協力に関する協定
- 9 府中市管工事組合との災害時の応急給水及び上下水道の応急復旧に関する協定
- 10 府中市清掃組合との災害時における廃棄物処理等に関する協定

## 第5節 自衛隊災害派遣要請（環境安全部）

風水害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し派遣を要請する。

### 第1項 要請手続

- 1 市長は、風水害により災害派遣の対象となる事態が発生し、派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、都災害情報システムにより都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼する。

- (1) 風水害の情况及び派遣を要する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動報告
- (4) その他参考となるべき事項

2 市長は、風水害に際し、通信の途絶等により、都知事に連絡が不能である場合、あるいは、都知事から自衛隊への連絡が不能な場合には、直接下記に被災状況を通知し、関係部隊等の自主派遣を促すものとし、事後、所定の手続きを速やかに行う。

<関係部隊の通報先>

部隊名等 (駐屯地・基地名)		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第1後方支援連隊 (練馬)	第3科長又は後方・計画幹部 03(3933)1161 内線403・413	連隊当直指令 03(3933)1161 内線406
航空自衛隊	防空指揮群本部 (府中)	企画科長又は運用係長 042(362)2971 内線2259・2604	防空指揮群当直幹部 042(362)2971 内線2348
海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	第3幕僚室長 又は国民保護・防災主任 046(822)3522	オペレーション 当直幕僚 046(822)1009

第2項 風水害派遣部隊の受入体制

- 1 他の風水害救助復旧機関との競合重複の排除  
市長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業を分担するよう配慮する。
  - 2 作業計画及び資器材の準備  
市長は、自衛隊の応急救護活動に関し、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際しての管理者の了解をあらかじめ取りつけておく。
  - 3 活動に必要な諸設備の確保  
市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるように宿舍等必要な設備を可能な限り配慮する。
- (1) 風水害派遣部隊仮泊予定地（航空自衛隊府中基地）

- (2) ヘリコプター発着可能場所（是政緑地、航空自衛隊府中基地）

### 第3項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、二以上の地域で活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

### 第4項 風水害派遣部隊の活動内容

風水害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、風水害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- 1 被害状況の把握  
車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
- 2 避難の援助  
避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- 3 遭難者等の捜索、救助  
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して、捜索、救助を行う。
- 4 水防活動  
堤防・護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- 5 道路・水路の啓開  
道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
- 6 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
- 7 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- 8 被災者生活支援  
被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。



9 物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付けまたは譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づいて、被災者に対し救援物資を無償貸付、または譲与する。

10 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

11 その他

(1) その他状況に応じて対応が必要となった場合は、自衛隊の能力で処理可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項、第65条第3項に基づいて、市長、警察官、海上保安官がその場にいらない場合に限り、市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

## 第4章 水防活動計画

### 第1節 計画目標

洪水、内水はん濫又は集中豪雨等により、浸水被害の発生又は発生の恐れが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

本章においては、各防災機関の活動について、必要な事項を定め、効果的な応急対策を図る。

### 第2節 水防活動

市、都建設局及び消防署の各水防機関は、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おおむね次により水防活動を行うものとする。

#### 第1項 市

- 1 出水期前に、河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 2 気象状況及び水位に応じて河川、道路等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じる。
- 3 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- 4 水防作業に必要な資器材の調達を行う。なお、水防管理者(市長)は、水防作業完了後その損失について、補償しなければならない。市の水防倉庫、備蓄資器材等の配置は資料編〇ページ、資料〇のとおりである。
- 5 次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。  
この場合は、直ちに都建設局(都水防本部)に報告する。
  - (1) 準備
    - ア 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。
    - イ 水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき。
  - (2) 出動
    - ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。
    - イ 水位がはん濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。
    - ウ その他水防上必要と認めたとき。
- 6 水防のためやむを得ない必要があるときは、その地域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- 7 洪水による被害情報の収集を行う。

- 8 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。
- 9 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める地域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知する。
- 10 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため警察署長に対し、警察官の出動を求める。
- 11 水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者(区市町村長等)に対し、応援を求めることができる。  
応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者(市長)の所轄の下に行動する。
- 12 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

## 第2項 都建設局・総務局

- 1 水防管理団体(市)の行う水防が十分に行われるように、気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡する。
- 2 気象状況及び水位に応じて河川の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講じる。
- 3 水防作業に必要な技術上の援助を行う。
- 4 水防作業に必要な資器材の援助を行う。
- 5 他の水防機関との連絡、調整を行う。
- 6 水防計画に定めた箇所雨量、水位の観測を行う。
- 7 洪水による著しい危険が切迫していると認められるとき、都知事又はその命を受けた者が、必要と認める地域の居住者に対し、避難のため立退きを指示する。
- 8 洪水による被害情報の収集を行う。
- 9 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講じる。

## 第3項 消防機関

- 1 決壊の通報及びその後の措置として、事態が発生した場合は、ただちに関係機関へ通報し相互に情報交換するとともにできる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める。
- 2 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。
- 3 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 4 水防法(昭和24年法律第193号)第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への

立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じる。

- 5 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。
- 6 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

## 第5章 警備・交通規制（府中警察署）

### 第1節 警備活動

#### 第1項 警察の任務

警察は、風水害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、発生または拡大を防止するとともに、被災者を救護するため市本部及び関係機関の各種防災活動に協力する。また、被災地における秩序の維持に当たることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

風水害に関する警察活動はおおむね次のとおりとする。

- 1 河川風水害危険箇所の警戒
- 2 風水害関係情報の収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護
- 5 避難者の誘導
- 6 漂流物等の応急処理と応急的障害物の除去
- 7 交通秩序の確保
- 8 行方不明者の捜索及び遺体の検視（見分）
- 9 その他防災活動に対する協力

#### 第2項 風水害の予防等

府中警察署が行う風水害予防に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 防災知識の普及  
平素から危険箇所の告知並びに風水害発生時における避難の措置要領、危険物の保安、交通規制、犯罪の予防等に関する広報を行う。
- 2 危険地域の調査  
関係機関に協力して風水害、がけ崩れ、地すべり等災害の発生するおそれのある危険地域の調査を行い、実態を把握しておく。
- 3 交通の確保  
風水害発生時における交通の危険防止とその円滑を期するため、平素から交通確保の計画をたてておく。
- 4 火薬類等危険物の保安  
関係機関の行う措置に協力して、危険物の実態を把握し、避難誘導に当たっては危険箇所をう回する等適切な措置をとる。
- 5 警備訓練

風水害発生時における初動措置、避難誘導、広報活動、交通措置等の訓練を行い、必要により関係機関と協力して総合的な訓練を行う。

#### 6 装備、資器材の整備

平素から風水害の警備に必要な装備資器材の整備充実に努めるとともに、あらかじめ関係機関と連絡をとり、他機関が行う防災活動に必要とする資器材の整備に協力する。

### 第3項 風水害応急対策

府中警察署が行う風水害応急対策に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

#### 1 風水害に関する予報及び警報の伝達

風水害に関係のある予報及び警報については、市その他関係機関の行う伝達に協力する。

#### 2 風水害に関する情報の収集及び連絡

情報を積極的に収集し、市本部その他関係機関の行う情報の収集及び連絡、伝達に協力する。

なお、警察署が収集する風水害情報は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 家屋の倒壊状況
- (2) 死者・負傷者等の状況
- (3) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況
- (4) 住民の避難状況
- (5) 水害の拡大状況
- (6) 港岸等の損壊増水状況
- (7) 重要施設等の状況
- (8) 電気・水道・ガス及び通信施設の状況

#### 3 風水害発生時の広報

広報は、「第2章第4節 広報・広聴活動」により実施する。

#### 4 避難誘導

避難誘導は、市長の行う避難措置に対する協力と、警察官の行う避難の指示（災害対策基本法第61条第1項）により「第6章 避難計画」に基づいて実施する。

#### 5 行方不明者の調査及び遺体の検視（見分）

行方不明者の調査及び遺体の検視については、本編第3部第11章第5節 遺体の捜索・検視・輸送」により実施する。

#### 6 警備計画

##### (1) 警備態勢の種別

風水害発生時における警察の警備態勢の種別は次のとおりとする。

- ア 準備態勢（おおむね都の第1非常配備態勢に該当する）
- イ 注意態勢（おおむね都の第2非常配備態勢に該当する）
- ウ 警戒態勢（おおむね都の第3非常配備態勢に該当する）
- エ 非常態勢（おおむね都の第4非常配備態勢に該当する）

(2) 警備態勢及び部隊の運用

警視庁警備規程及び風水害警備実施要綱の定めるところにより府中警察署現場警備本部を設け、所要の警備部隊を編成し、風水害の種別、規模及び態勢に応じた適切な部隊の配備、運用を行う。

(3) 警備活動要領

警備部隊は警備態勢の各段階に応じ、関係機関と緊密な連携のもとに警視庁警備規程の定めるところにより適切な警備活動を行う。

(4) 風水害危険箇所の警戒

状況により堤防、橋、低地帯、がけ崩れ、その他危険が予想される箇所に警戒員を配置し、または必要によりあらかじめ部隊の事前配置を行い警戒する。

(5) 警戒区域の設定

警備上必要あるときは警戒区域を設けて警戒または舟艇による警ら等を行うこととし、必要な要員を配置する。

(6) 被災者の救出救護

市、消防署その他関係機関と協力して被害者の救出、救護、負傷者、疾病者の応急救護に当てる。

(7) 被災地及び避難場所の警戒

被災地及び避難所、避難場所等の巡回・警備を行い、二次災害の予防、犯罪等の未然防止に努めるものとする。

(8) 風水害発生時における危険物の保安

爆発物の貯蔵所等における爆発のおそれまたは露出高圧電線垂下等による感電のおそれ等の危険な場所については標識、なわ張り、警戒員の配置等により危害防止に努めるとともに関係者に通報し危険状態の除去に努める。

(9) 風水害発生時における交通秩序の確保

ア 管内交通機関及び道路等の被害状況を調査把握し、その他交通情報の収集に努め警視庁交通管制センター、市本部長及び関係機関に報告（通報）する。

イ 被災地及びその周辺については速やかに危険箇所の表添、交通遮断、一方通行、う回等適切な交通規制措置を講ずるとともに交通案内所の設置及び要所に対する誘導員の配置等を行い交通秩序の維持に努める。

ウ 交通の妨害となる倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補修並びに排水等については関係機関に連絡し復旧の促進を図る。

## 第2節 交通規制

### 第1項 交通規制

風水害発生時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動の基礎となるため、極めて重要である。

#### 1 交通規制措置

##### (1) 交通状況の調査

風水害後直ちに緊急輸送道路及び幹線道路を中心に道路障害等の状況を調査し、交通に影響を及ぼす被害の実態を把握し、障害状況を道路管理者に連絡して応急措置を要請するとともに、警察もできる限りこれに協力する。

##### (2) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路交通法及び災害対策基本法の規定に基づいて、速やかに行い、その後における対策の進捗状況及び交通情勢の変化に応じて規制内容を変更する。

イ 必要に応じて検問所を設置し、または規制箇所区間等に随時警察官等を配置して規制の実効を確保する。

ウ 交通規制情報は、防災スピーカー及び道路情報提供装置等の活用により周知徹底を期する。

##### (3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は公安委員会に対して、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 上記につき確認したときは、公安委員会は、当該車両の使用者に災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条に規定する標章及び証明書を交付する。

ウ 交付を受けた標章は当該車両の前面の見易い部位に掲示する。

##### (4) 交通規制施設の機能確保措置

風水害発生時に道路交通施設等について応急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

ア 信号機用非常電源の配置体制の確保措置及び特別点検の実施

イ 倒壊、破損等の緊急復旧体制の確保措置

ウ 応急仮設用機材の配布体制の確保措置